



【厚生年金基金】

平成 21 年度中の繰越不足金の解消に関する経理処理の確認／ 減少事業所に係る一括拠出金の取扱い（続報）

信託協会経由で厚労省から平成 21 年度中の繰越不足金の解消に関する経理処理の確認が得られましたので、ご連絡します。また、今回の確認により、[PENSION NEWS【厚生年金基金】減少事業所に係る一括拠出金の取扱い\(平成 21 年 11 月 10 日号\)](#)でお伝えしていた不明点が明らかとなりましたので、併せてご連絡いたします。

(1) 平成 21 年度中の繰越不足金の解消に関する経理処理の確認

[平成 21 年 7 月 10 日付通知\(年発 0710 第 5 号\)](#)で、財政運営における弾力化措置等が示されました。

今般、平成 21 年 3 月 31 日を計算基準日として弾力化措置等を織り込んだ財政計算を実施した場合、平成 21 年度中の繰越不足金の解消に関する経理処理は、特別掛金の引上げまたは償却期間の延長によって解消する不足金を繰越不足金処理金として処理するとのことです。

(したがって、期ズレ調整により解消しなかった不足金は、平成 21 年度中の繰越不足金処理金に該当しません。また、下方回廊方式や掛金引上げ猶予を適用したことにより解消しなかった不足金も、平成 21 年度中の繰越不足金処理金に該当しません。)

【例 1: 継続基準に抵触、期ズレ調整を反映すると剰余となる場合】

前提	平成 21 年 3 月 31 日時点 繰越不足金…100、許容繰越不足金…50、期ズレ調整額…△130
平成 21 年度中の繰越不足金に関する経理処理	経理処理はなし

【例 2: 継続基準に抵触、期ズレ調整を反映しても不足となる場合】

前提	平成 21 年 3 月 31 日時点 繰越不足金…100、許容繰越不足金…50、期ズレ調整額…△40				
平成 21 年度中の繰越不足金に関する経理処理	【ケース①】繰越不足金 60 を解消 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">借方</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">貸方</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">繰越不足金処理金 60</td> <td style="text-align: center;">繰越不足金 60</td> </tr> </table>	借方	貸方	繰越不足金処理金 60	繰越不足金 60
	借方	貸方			
	繰越不足金処理金 60	繰越不足金 60			
【ケース②】下方回廊方式を適用して繰越不足金 10 を解消 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">借方</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">貸方</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">繰越不足金処理金 10</td> <td style="text-align: center;">繰越不足金 10</td> </tr> </table>	借方	貸方	繰越不足金処理金 10	繰越不足金 10	
借方	貸方				
繰越不足金処理金 10	繰越不足金 10				
【ケース③】掛金引上げ猶予を適用して繰越不足金を解消しない 経理処理はなし					

(次ページ有り)

(2) 減少事業所に係る一括拠出金の取扱い（続報）

一括拠出金額は、11月10日号のPENSION NEWSでご案内したとおり、**規約の規定次第**となりますが、一括拠出金額算定に係る不足について整理すると、以下の通りとなります。

- ① 平成20年度財政決算を基準として一括拠出金を算定する場合
財政決算時(=期ズレ解消前)の不足に基づき算定する。
- ② 平成21年3月31日を計算基準日とした財政計算を基準として一括拠出金を算定する場合
 - A) 掛金計算結果が議決されていない場合
財政決算時(=期ズレ解消前)の不足に基づき算定する。
 - B) 掛金計算結果が議決されている場合
期ズレ調整を反映した不足に基づき算定されるか期ズレ調整を反映しない不足に基づき算定されるかは規約の記載内容次第です。期ズレ調整が反映されるかどうかは、基金規約をご確認ください。
なお、規約変更により、期ズレ調整の反映の有無を変更することも可能です。(弊社幹事先で規約変更を検討される基金様は弊社営業担当までご相談ください。)
- ③ 平成21年度財政決算以降を基準とする一括拠出金の算定
期ズレ解消後の不足に基づき算定する。

※以下の規約例では、一括拠出金の計算の根拠として基本金を用いることを規定しています。上記②B)の場合、前ページに記載のとおり、平成21年度財政決算を行うまでは基本金に期ズレ調整が反映されないため、一括拠出金額に期ズレ調整が反映されないと考えられます。

(脱退事業所に係る未償却過去勤務債務等の額の一括徴収)

第△条 この基金は、この基金の設立事業所が減少する場合(設立事業所でなくなる事業主の事業及び権利義務を承継する事業主が、引き続きこの基金の設立事業所の事業主として存続する場合を除く。)において、給付に要する費用に充てるため、当該減少する設立事業所(以下「脱退事業所」という。)に係る未償却過去勤務債務等の額を算出し、特別掛金として納入の告知を行い、脱退事業所から一括して徴収するものとする。

2 (略)

3 第1項の未償却過去勤務債務等の額は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 脱退事業所がこの基金から脱退する日の翌日の属する月の前月末日(以下「脱退基準日」という。)における特別掛金収入現価を、当該脱退事業所の脱退基準日における基本部分の特別掛金収入現価については報酬標準給与の月額で按分した額及び加算部分の特別掛金収入現価については加算給与の月額に応じて按分した額
- (2) 脱退事業所が脱退する日の前年度(脱退の日の属する月が4月から9月までの場合においては前々年度をいう。以下同じ。)の決算(その後財政計算を行っている場合は当該財政計算時とする。以下同じ。)において計上されている次のアからウに定める額の合計額が正となる場合には、当該合計額を、前年度の決算日における当該脱退事業所の報酬標準給与の月額に応じて按分した額に当該決算日から脱退基準日まで年利〇分〇厘の複利により計算したその元利合計額
ア **資産勘定の基本金の額から負債勘定の基本金の額を控除した額**
イ 資産評価調整加算額(資産評価調整控除額の場合は、負の額とする。)

以上